

第二十二回国会 大蔵委員会議録 第三十九号

(七九三)

昭和三十年七月二十七日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長

松原喜之次君

理事会 加藤

高藏君

理事会 森下

國雄君

理事会 大平

正芳君

理事会 横路

有馬

英治君

節雄君

理事会 春日

一幸君

同 日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



分するということにしておるわけでござります。

○山村委員 将来よくなるかどうかといふことは、これはおそらく神様でもなかなかわからないのが株の相場の常なんです。それを、いつの間にか無配になつてしまつたからといって、これを売れば安くなるから売らないでいる

を先に延ばすだけになつてしまふ。この点について、今売れば株が暴落するだらうから売らないというようなことを、大蔵当局はこれから認める方針なんですか。

○小林説明員 投資信託の約款におきましては、上場会社の株を組み入れる

ということになつておりますので

が、それを組み込む場合につきましての基準を私どもの方で示していま

して、その基準に従つて組み込んでおる

かどうかかということは審査いたしてお

ります。その後において無配になつた

ものにつきましても、これを取りのけ

る、あるいは一ぺんにいきません場合

は漸次に処置するといったようなこと

はいたしております。組み入れの場合

についても、一々審査をいたしまし

て、初めから組み入れ銘柄から削除さ

せるということもいたしております。

○山村委員 今までにそういう不良な

株を削除したとか、あるいはすでに組

み入れたものが無配になつた場合にお

いて、これを売りさばけというような

指示をしたことがござります。

○山村委員 私は、その見解はえらい間違いだと思うのです。というのは、投資信託法には、はつきり受益者には損害をかけないよう、そういう無配のようないい株を入れるな、入つておつた場合にはさつそくこれを売りさばくなり处分するなりして、受益者に安心感を与えるようになつておる。そしての信用も回復すれば、信用も高くな

るし、同時に初めて投資信託とい

のは活用されることになると思うので

す。大蔵省としてはそれに対応して、非常に不良な株を持っているかいないか、そういうようなことについての検討はされておらないのですか、検討さ

れる責任があると思いますがその点どうなんですか。

○小林説明員 ちょっとわかりませ

ん。

○山村委員 わからないならわからな

いでよろしい。ところで、これだけの莫大な経費をかけて、しかも最初のうちは、あたかも五千円払い込んだ場合

ないのだ、もうかる方はもうかるけれ

ども、損をする方は損をしないのだと

いう印象を与える、そういう勧誘ぶりをして、至るところで受益者に勧誘し

たのは事実なんです。あるいはそれが外交員の一つの外交的言葉であつたかも知れませんが、そういう勧誘のもとに投資者はこれに入っていると思う

のです。特にこの広告の中に、非常に誇張的な広告がなされたということに

ついて、大蔵当局は何か注意を発せられたことがありますか。

○小林説明員 広告宣伝につきまして

は、特にやかましく申しております。

○山村委員 従つて、最近においてそ

ういうのがあつたとしたら、厳重に処

分するということありますか。

○小林説明員 そうであります。

○山村委員 参考伺いますが、外

国例として、投資信託で成功した例と失敗した例と、アメリカとイギリスでもけつこうです、どの程度の成功と失敗の比率が現われておるかといふことを、何か大蔵当局で調べたものがござりますか。

○小林説明員 投資信託の制度は、結

しておるかと思うくらいに大がかりな宣伝をしておるので、ところで、大

蔵当局として調べたところによると、大の広告が出てますと、いかにも次の回の募集

投資信託関係の宣伝費というものは、一体何%くらいの費用を使つておると

いうことをあなたは考えておられま

すか。

○山村委員 特に私が問題となると思

うことで、注意いたしております。

○小林説明員 う点は、新聞広告、雑誌広告の中に、

大蔵省の保証することき、大蔵大臣の

せん。

○山村委員 わからないならわからな

いでよろしい。ところで、これだけの莫大な経費をかけて、しかも最初のう

ちは、あたかも五千円以下には絶対になら

ないので、もうかる方はもうかるけれども、損をする方は損をしないのだと

いう印象を与える、そういう勧誘ぶりをして、至るところで受益者に勧誘し

たのは事実なんです。あるいはそれが外交員の一つの外交的言葉であつたかも知れませんが、そういう勧誘のもとに投資者はこれに入っていると思うのです。特にこの広告の中に、非常に誇張的な広告がなされたということに

ついて、大蔵当局は何か注意を発せられたことがありますか。

○小林説明員 広告宣伝につきまして

は、特にやかましく申しております。

○山村委員 従つて、最近においてそ

ういうのがあつたとしたら、厳重に処

分するということありますか。

○小林説明員 そうであります。

元利一萬円になつて入つたという報告

とあわせて、同じ紙面に次の回の募集

変動によりまして消長はあつたわけ

あります。現在おきましては、イギリス、アメリカともに健全な発達を

三三年のバニックの当時におきまして

は、非常に暴落をした例がございますが、その後におきましては、さよう

ことはないと思っております。

○山村委員 勉強が足りないかもしれません。

○山村委員 わかるいい大蔵大臣の保証とい

うことで、注意いたしております。

○小林説明員 特に私が問題となると思

うことで、注意いたしております。

○小林説明員 う点は、新聞広告、雑誌広告の中に、

大蔵省の保証することき、大蔵大臣の

せん。

○山村委員 わからないならわからな

いでよろしい。ところで、これだけの莫大な経費をかけて、しかも最初のう

ちは、あたかも五千円以下には絶対になら

ないので、もうかる方はもうかるけれども、損をする方は損をしないのだと

いう印象を与える、そういう勧誘ぶりをして、至るところで受益者に勧誘し

たのは事実なんです。あるいはそれが外交員の一つの外交的言葉であつたかも知れませんが、そういう勧誘のもとに投資者はこれに入っていると思うのです。特にこの広告の中に、非常に誇張的な広告がなされたということに

ついて、大蔵当局は何か注意を発せられたことがありますか。

○小林説明員 広告宣伝につきまして

は、これから日本がどういう

ように向いていくか、各企業の内容が

どんどんによくなり、経済全体が拡張

していくというように考えれば、株全

体といふものもよくなつて参るわけで

あります。確かに悪いときにはこれが

非常に重荷になるが、よくなつてくる

と、それを支える役割を果す、こうい

うふうに相なると思います。

○山村委員 そういう議論はあんたか

が高くなるということを保証されるならば、こんなやさしい钱もうけはない。そうななかないところに株式界のむずかしいところがある。たとえ景気がよくなつて好景気の時代が来たとしても、これだけ持つている株式が果してそうやすやす消化されるかどうかということになると、問題だと思う。その株が消化されて初めて……。それはそうでしょう。投資信託を委託されている各会社は、どうしても五千円以上の値段が来れば、責任解除というので売ろう売ろうとう考へてゐる。原価を幾らか上回るような値段が来れば、店の信用からいつても売ろうと心がけて、上へ行つたら売ろうといふものが待つてゐるのだから、下で買つてもおもしろみがあるわけがない。従つてなまやさしい考へを持ってこのままぐるぐる回しに投資信託を新しく設定し、あるいは延長に次ぐに延長で持つていったならば、この投資信託がもとになつて日本の経済が破綻するかもしれない、一つのおそろしいことが起るかもしれない。この点は十分注意してもらいたい。特に、さつきの信託法によつて無配の株を組み入れてはならないということになつてゐるが、今ではいつの間にか無配になつてしまつても仕方がないという意味の答弁があつたが、今後とも無配の株をこのまま放置していく考へですか、あるいはこれに對して何らか処置をとらうという考えですか。

これまで非常に激しい影響を与えてますので、漸次やる。設定額の方につきましては、これはやはり市場とのつり合いでありますから、できるだけつり合いを失しないように、設定額を多くしないように心がけて参りたいと思います。

○山村委員 かりに大蔵当局の見解として、株の上り始めのときに投資信託に投資した投資者と、普通の株の方へ確かに投資した投資者との間で、一休どっちが利益があるというふうに考ぢてありますか。投資信託の方が安全だと考えておりますか。

○石野政府委員 これは非常にむずかしい問題でございまして、買う株の問題もございますし、いろいろそのときの経済状態もありますが、安全といふ意味にもよりますけれども、危険が分散されるという意味では、やはり投資信託の方が安全だ、こういうふうな考え方を持つております。

○山村委員 投資信託が五十なら五十の株を設定したときには、五十種類を投資者が買えば同じなんです。投資信託の手数料を取られないだけ得になれる。投資信託のよけいな広告費とか、よけいな人件費を払わないだけ得になるのですが、そういうようなことは考えられませんか。

○石野政府委員 その点は確かに仰せられますが、手数料がそれだけ違うわけでござりますけれども、しかしまして、それだけに投資信託という制度によるところの便宜があります。零細な金で貰えるという点もありますし、運用等についてまかせ切りにできるといふ点もあるわけであります。

○山村委員 運用の面においてまかせ

つ切りにできるということは、損害は投資者が出すのですよ。もうけは株屋が勝手にもうけなさいという意味に実際これははかならない。ところが実際に自分で株を買おうとして買った場合に、これは損することもあるのですが、もうかるときにはまるもうけになるというような、その点はプラス・マイナスゼロだ。ところが投資信託というややっこしいものを作ったために、かえってこれによつてよけいな経費がかかり、よけいな手数料を取られる。はつきり言いますが、株屋さんは三重の手数料を取つておる。投資信託の設定の費用も取れば、そのたびごとにこの取引所の口銭も取つておる。特に設定の株の中の操作というものは、自由にこれは操作することができるはずになつておる。従つてこの株を売つて、またこの株とかえようという場合においては、その株屋さんは、二度も三度も思う通りに口銭を取ることができることにもなつておる。そういう点から考えると、表面は非常に親切なような格好に見えますけれども、実際には、投資者に与える利益というものは少少であつて、むしろ危険を非常にたくさん与えるという私としては見解を持つておりますが、大蔵当局の見解は、今聞いても仕方がありませんか、問題は、そういうような無配の株をいまだに設定しておる点を、今の御答弁のようだ、だんだんに仕分させようと、いうような態度でおられるということは、この法律の精神、すなわち無配の株を設定してはならないという精神にもどるものと考えますが、そうは考えられませんか。

が急に処分をいたしますと、やはり受益者が非常に値が下るというやはり損失者に対する損害も大きくなるというよろこびな点もありますから、やはりできるだけ早く処分させる、こういうふうにすべきだと考えます。

○山村委員 そういう見解を持っておられるから間違つておる。株の相場といふものは、急に早く売った方が得か、あるいはゆっくり売つた方が得か、これを知つておるのは神様ばかりだ。それは結果論で判定するほかはないのであります。従つて無配のものに対しても、無配の株を持つておるところのユニットに対しても、はどういう方針で臨むかということは、根本的に検討してもらいたい。大蔵当局にその研究がないといふことは、私も専党として遺憾です。従つて、その点はぜひ今後根本的に検討してもらうことを要望しておきます。それから今の株式の市場というものは非常にあるわないと、ふるわない原因がどこにあるかといえば、投資信託だという議論もありますし、そのほかに不景氣だという議論もあると思いますが、株式市場にどういうわけで清算取引を許さないのでしょうか。清算取引を許すことによって、かえってこれは株のものです。これは上ることもあるでしょうし、下ることもあるでしょうが、それだけ取引が大きくなるということは、それだけ株に対する魅力が大きくなるということについて、この点、清算取引について大蔵当局は何か最近に考えておることがございましょうか。

よという要望が一部にあることは承知しております。しかしながら、これはやはり国民経済の実情との関係を十分に考えませんと、たとえば経済道德という言葉も適当であるかどうかわからりませんか、そういう意味で、たとえばこれは決して証券界だけの問題ではなく、一般的に申しまして、戦後必ずしもそういうものもまだ正常化しておらない、こういう状態において長期清算取引を認めますと、せっかく戦後一般の投資家が証券市場に親しみを持ち、近づいているといふような状態が、遂にまた非常に影響を受けて、倒れるもの、あるいは投資家としてもつぶれるもの、そういう過当投機の現象に陥る危険もありますし、一般の投資家の証券市場への親しみ、あるいは投資市場への親しみというものをなくす、こういう危険もあります。従いまして、現在これを認める意思はありません。

いうようなくぐるぐる回しをやつしていく  
なければ新しいユニットを設定すると  
たならば、大蔵当局や投資信託をやつ  
ておる会社は何と弁護するかしらぬ  
が、りっぱに自転車操業なんです。す  
なわち新しいユニット、新しいユニッ  
トと入るたびにその手数料がかかつ  
て、それだけ受益者は損をしていく、  
そのぐるぐる回しをやつていけば、そ  
れがひいては日本経済の根本に非常な  
危険をもたらすおそれがあると私は思  
う。従つて、これらを吸収する面とい  
たましても、何といつても株式取引  
所の取引のボリュームを大きくする必  
要があると思う。取引のボリュームを  
大きくするために、よつて来たる弊害  
というのも多少あるかもしない。  
しかし投資信託そのものにもよつて來  
たる、その方法をくぐつてのいろいろ  
な弊害があることは明らかなんです。  
こういう点等からいって、その欠点につ  
いてはどうこれを補つていけばよいか  
ということは別個に考えなければならない  
ませんが、いやしくも保守党の政府と  
して考えなくちゃならぬ点は、この  
点、一つ政務次官に簡単にお答え願い  
たいのですが、清算取引の問題について  
真剣に研究をする必要があると私は  
思うのです。この点についての意見を  
お聞かせ願いたい。

拡大して、しかもただいまお話しのよどもなるかという点については、私ども真剣にこれを研究しなければならないと存しております。目下この検討をいたしております。

○山村委員 どうかこの点は十分検討してもらいたいと思いますが、特に証券取引法の一部を改正する法律案も出ておりますが、この証券取引界は、いわゆる四大証券というものと中小のいわゆる四大証券以外の取引員というものは、全部この清算取引の再開を望んでいます。ところがこれに反して、その四大証券だけががんとして清算取引に反対をしておるという原因がどこにあるかということを、大蔵当局は何か研究されたことがありますか。

○石野政府委員 特にどういう理由であるか、実は私どもはつきりはわからぬのであります。

○山村委員 そういう無責任な答弁をされるからいけない。さっきも、全世界の投資信託の成功、不成功的率をどういうふうに考えておるかと聞けば、あたかも成功しておるような答弁をされておる。また同時に、国内の問題についても、清算取引を再開してくれと、いうのは、中小株屋は全部望んでおる。四大証券がこれを拒んでおるということは、四大証券は今ままの取引の上にあぐらをかけて、うまい汁を吸つておるからこういうものに反対をしておるのだ。民主主義の世の中において、私は非常に民主主義の精神に逆行

するものだと言わざるを得ない。それで伺いたいのですが、私の知つている株屋さんも、地方の株屋が二、三軒宅の理財局長さんにつぶされたのがあるのですが、一体株屋に対する監督はどうなさうですか。

○小林説明員 最初に御質問がござりました、中小業者の関係は清算取引を要望しているということは、これは長期清算取引によりまして、売買高がなくなるという関係が、やはり営業面から来ました大きな理由だらうと思うわけでございます。

それから証券業者に対する監督につきましては、特に支払い能力、資本内容の面につきまして留意いたしてござりまして、毎月報告書を取りまして検査いたしますほか、必要な場合におきまして検査もいたしておるわけでございまして、支払い能力、ほかに特に売却取引に関する法律、諸規定を守つておりますかどうか、これらの点につきまして注意いたしておるわけでございまして、そこでいわゆる資産内容が悪化いたしまして、業者につきましては、資本内容の改善のための方策を立てるようお願いいたしております。方策の立たない場合はおきましては、営業を一時休止させるという措置をとつておるわけでございます。

○山村委員 中小の株屋さんに対する大蔵省の監督が非常に厳重だということを聞いておる。ところが中小の株屋さんの言葉を聞きますと、大蔵省は、どういうわけか、四大証券には今まで一ぺんも監査に行つたことはないということを聞いておるのでですが、その通りですか。

ままで、その点を一つあとでけつこうから知らせてもらいたい。  
ところで、今特に鬼町の株式界においては、四大証券が相当あらゆる面において力を持つてゐるというのが事実であります。特にまた中小の株屋さんにして、四大証券の息のかからち株屋さんというものはほとんどないという状況なんです。こういう状況でから、四大証券があたかも何とか玉といふ言葉もあるようですが、これでいつの間にか大蔵省のようにあの評議界においてあるまつているようですが、あなたは今回のこの証券金融の問題について、金融会社を作った場合において、これが単に四大証券会社の用にのみ使われて、一般の中の株主は何らこれの恩恵に浴さないという向がありはしないかと思ひますが、の点は不安はありませんか。

○石野政府委員 そういうことがな十分にかけております。なお現在よりも監視が強くなるわけでござりますから、いう意味においては、今よりも監督しやすくなると思ひます。

○山村委員 この点は、おそらく中の株屋さんの間に誤解があるのかなれません。四大証券に対するねたごと監督しやすくなると思ひます。

も、大蔵当局は四大証券の意のままつてゐるという非常な不満がある。いうような誤解を持っている。この意味においても、さつき私が申し上げた、四大証券というものは、いつの間にちやんと一齊に、こういうようにして

検査したといふ」とをせひ発表しても  
らいたい。

それから参考に伺いますか、四大証券が前期決算を発表した。その決算が、いずれも同じように三億五、六千万円の欠損が発表されているようです  
が、その点どうですか。

○小林説明員 決算につきましては、大体三億二千万円から三億五千万円、数字には違いはありますけれども、大体その程度の数字の欠損になつております。

講まりじゃないかと思う。とにかくあれだけの大がかりな宣伝をし、あれだけの膨大な、物を作り出すのでない建築物を、全国各都市の目抜きのところに作っている。その金は一休どこから出しているか。全く目撃にしても山一にしておても、ずいぶん大きなビルディングを作っている。ああいう金は一休どこから出ていると考えてますか。

○小林説唱員 店舗の建築は、大体借入金に依存しているようでござります。

（レオモント）蒙庄の販賣に付く  
ですが、一体ああいうような店舗、蒙庄  
な不要不急の建物を作るのに、その借  
り入れをする資金のルートというもの  
はあるのですか。

どういう形で資金が調達されているのか、今証券課長から申し上げたように、借入金によってまかなっているのですが、私も詳細のことには存じませんので、どういうルートになつておりますかわかりません。ただ銀行ですと、御承知のように店舗の認定についていろいろ制限をいたしております。証券会社はその点があります。

な建物が建築されたかということは、一応各会社の経理内容を課長さんとしては検討する責任があるんですから、その意味からいっても一つ調べて示していただきたい。伝うるところによれば、これらの金が出来じきところから出ていている。極端に言いますならば、農林中央金庫から出していることも聞いています。株屋さんと農林中央金庫とどちらいうコネクションがあるんですか。○石野政府委員　お話しのようなことは私どもは全然存じませんし、ないと思っておりますが、なお銀行局の方でやっています問題でござりますから、よく銀行局長の方とも相談いたしましてお答えいたします。

○山村委員　一つ、この点は非常に重要な問題ですから、当委員会としては、まず特に四大証券のああいう豪社的な建物がどういう資金によって出来上がっているかということを、大蔵当局に聞いてその資料を出してもらいたいと申します。この点お願いいたします。

出ておりますが、特に課長さんは、「政界ジープ」にかつて児町の日興証券の問題、あるいは山一の問題等を重り上げて盛んに論じていたことを御存じですか。

○小林説明員 承知いたしております。

○小林説明員 そういう事実はないと思つております。  
○山村委員 ただ、この「政界ジープ」の連中がこの点について取引所に調査所に行つたその前後に、たまたま当面の責任者であるところのあの取引所の会計課長かあるいは經理課長かよく知りませんが、そういうような重大なボストンにある者が突然首切られたということを御存じですか。  
○小林説明員 そういう事実を承知いたしておりません。  
○山村委員 この証券取引法の一部を改正する法律案、要するに証券金融会社の問題に関連して、そういうようないろいろな問題があつて、もし四大証券だけがあの取引所において専横をきわめておるということになると、せっかく作った金融会社というものは四大証券のために作るような結果になつてしまふと思うんです。そういう意味からいっても、その点は一つぜひ突きとめていきたいと思いますが、果して今の取引所の中で、中小の株屋で一体何%くらいが四大証券の息のかかつた株屋であり、あるいは何%だけが孤立無援で、独立でもつて戦つておるかといふことについて調べたことがござりますか。

○小林説明員 私どもいたしましては、どの程度息がかかつておるかということについては、ちょっとはつきり申し上げる資料を持つておりますが、世上いろいろ伝えられておるところについては、最近におきまして、取引所の他の関係で相当数の会社が四大証券との関係を結んでおるというふうには承知いたしておりますが、こまかいことは存じておりません。

が兜町を牛耳つて、自分の息のかかれた連中を擬議と申しますか、一般的の取引員にしてこれを牛耳つておるといふことは、見方によれば明らかに独禁法違反だと思うんですが、この点はどうですか。

○小林説明員 独禁法の関係の解釈つきましては、私ちよつと所管が違いますものですからお答えできないと申します。

○山村委員 こつちは与党だから、確かにやっているんだけれども、もと一つ真剣に調べてもらつて――全くあの兜町というところは、見方によつては資本主義国の一つの心臓みたい、ものでありますから、悪い点があつては、投資家が安心して投めるようにする責任があると思うですが、その意味からいっても、一真剣にやつてもいい。あの四大券の息がかかつてしるのはどういう列かということは、監督官庁として大蔵当局が調べないということは無任だと思う。その意味から、さつそ調査に取りかかってもらいたいことがあります。私は進言する。

ところでさつきも出たのですが、大証券の使つておりまする広告費、伝費、これは一体年間にどれくらいのを使つてゐるかということを調せられたことがございますか。

○小林説明員 らよつと今すぐ御事する材料を持っておりません。

○山村委員 これも株屋さんを監督するのにづいぶん無責任な話だと思うのだけの莫大な宣伝費を使つてゐる。見方によれば、宣伝費というものは消えてしまう、その宣伝費をどれ

くのお。す　返　査の宣四　をく責の糸詫つん賛はなつくう櫻　思いに　う法う取う

らい使つておるか、それによつて欠損が出た、いろいろの宣伝関係の費用を使つてゐるために莫大な損が出ている。ということを見通すことが大蔵当局の責任なんです。ところがそれについて、まだ何ら調査されておらないのですか。一つこの次の委員会でけつこうですか、どれくらいの費用を使って、いるかということを、はつきり御報告してもらいたい。これは相当の費用を使つてあるらしい。さつき話の中途中にあつたのですが、特に小林課長さんに伺ひたいのですが、設定の場合において、なるほど設定は一定の期日を示して、その日に株を買うことになるので、その日に一べんに株を買おうとするが、その日に一べんに株を買おうとしても買えるものじやない、買えばかりであつて買われる傾向になるから、前から買う傾向になるのはやむを得ないかもしませんが、そのためには、たとえば会社としては買わないけれども、山一なら山一の重役の名前で買つておいて、設定日のまでに十円なら十円の値上がりがあれば、その十円の値上りで設定にはめてしまつて、その十円の値上りの分が自分の手っぽへ入つてしまふ。山一という名をさしたのことははなはだ失礼でされども、一つの例として言つたのですが、あなたはそれを指摘されて、こういう不当のことがあつたんじやないかということをやられたことはございませんか。

○小林説明員 組み入れ株の手当については、調査いたしておりますが、会

社の役員のものを入れたということはございません。ただ会社の買いましたものを入れていることはございます。

ただこれは、お話をのように一べんに手

当をいたしますと、非常に株価が値上

りて、かえつて高くなつて困るといふのが出た、いろいろの宣伝関係の費用を使つておるわけでござりますが、一つこの次の委員会でけつこうですか。大蔵当局の責任なんです。ところがそれについて、まだ何ら調査されておらないのですか。一つこの次の委員会でけつこうですか、どれくらいの費用を使つてあるらしい。これは相当の費用を使つてあるらしい。さつき話の中途中にあつたのですが、特に小林課長さんに伺ひたいのですが、設定の場合において、なるほど設定は一定の期日を示して、その日に株を買うことになるので、その日に一べんに株を買おうとするが、その日に一べんに株を買おうとしても買えるものじやない、買えばかりであつて買われる傾向になるから、前から買う傾向になるのはやむを得ないかもしませんが、そのためには、たとえば会社としては買わないけれども、山一なら山一の重役の名前で買つておいて、設定日のまでに十円なら十円の値上がりがあれば、その十円の値上りで設定にはめてしまつて、その十円の値上りの分が自分の手っぽへ入つてしまふ。山一という名をさしたのことははなはだ失礼でされども、一つの例として言つたのですが、あなたはそれを指摘されて、こういう不当のことがあつたんじやないかということをやられたことはございませんか。

○小林説明員 組み入れ株の手当につ

いては、調査いたしておりますが、会

社の役員のものを入れたということはございません。ただ会社の買いましたものを入れていることはございます。

ただこれは、お話をのように一べんに手

当をいたしますと、非常に株価が値上

ります。

○山村委員 取引所において承認され

ています。これは、取引所におきまして

所において売買してしまえば、その値

段ができてしまふ。売り入と買い人が

ぐるになつてつけられれば、売買の値段が

ついてしまふのです。取引員が高台で

この値段だといつて承認するのではな

い、売り屋と買い屋の納得すべく、い

いかげんな値段をつければそれになつ

てしまうのです。そこには非常にわなが

あるのです。投資信託のわなはここな

んですよ。一べんに買えないから餘々

に買うのだという美名のもとに、前か

ら買つておりますが、実際に入れを設

定しようということは、前から重役の

連中にはわかつておる、そうすると、

何万株かは投資信託に設定できるとい

うはつきりした確信があれば、これは

その前にそれよりも安い値段で買って

おけば、設定の日になつてはこつと何

万株かをはめれば、その値段でやすや

すとそれることはわかり切つておる、

これはもちろん私はやつてゐると思う。

どこのだれがやつておるかといふこ

とは証拠がつかめないけれども、これ

はそのくらいのことはやると思う。投

資信託をやることによって、表面上株

屋さんはどれだけの利益があることに

なつてゐますか。

○小林説明員 投資信託の信託報酬

は、大体千分の十五でござりますの

で、その千分の十五を取つております

す。手数料収入のうちに占めておりま

す。割合は、大体一割五分程度でござ

ります。

○山村委員 取引所において承認され

ています。これは、取引所におきまして

所において売買してしまえば、その値

段ができるのです。売り入と買い人が

ぐるになつてつけられれば、売買の値段が

ついてしまふのです。取引員が高台で

この値段だといつて承認するのではな

い、売り屋と買い屋の納得すべく、い

いかげんな値段をつければそれになつ

てしまうのです。そこには非常にわなが

あるのです。投資信託のわなはここな

んですよ。一べんに買えないから餘々

に買うのだという美名のもとに、前か

ら買つておりますが、実際に入れを設

定しようということは、前から重役の

連中にはわかつておる、そうすると、

何万株かは投資信託に設定できるとい

うはつきりした確信があれば、これは

その前にそれよりも安い値段で買って

おけば、設定の日になつてはこつと何

万株かをはめれば、その値段でやすや

すとそれることはわかり切つておる、

これはもちろん私はやつてゐると思う。

どこのだれがやつておるかといふこ

とは証拠がつかめないけれども、これ

はそのくらいのことはやると思う。投

資信託をやることによって、表面上株

屋さんはどれだけの利益があることに

なつてゐますか。

○小林説明員 組み入れ株の手当につ

いては、調査いたしておりますが、会

社の役員のものを入れたということはございません。ただ会社の買いましたものを入れていることはございます。

ただこれは、お話をのように一べんに手

当をいたしますと、非常に株価が値上

ります。

○小林説明員 組み入れ株の手当につ



が、この法律で罰則を設けられていない場合、これも調べてみましたが、罰則を設けられていない現行法のようない状態の場合、すなわち受益者が帳簿の閲覧を請求することができるという工合に規定しつばなしのとき、すなわち拒否権といいうものを全然法律の中に明記していない場合は罰則はない。ところがその拒否権を会社側に認めた場合には、その拒否権が正正当なものであるかどうか、これは裁判所の判決によらなければならないが、裁判所がそれは不当なものと認めた場合には、これは本人に対する三十万円以下の料料が及ぶ、こういう工合になつている。そういう工合で、いわゆる民法の精神、商法の精神では、やはり株主とか受益者の権利というものは最大限度に擁護している。ところが本証券投資信託法だけにおいて、その正当なる権利がここに大幅に圧殺されて、その圧殺された者に対する救済規定が何ら行われていない。民法上の損害賠償をやればいいじゃないかというような、そんな御答弁を藤枝さんのような人格者からなされるということは、私は全く意外に存する。どうかそういうような意味合いにおきまして、私はここで委員長に申し上げますが、政府においてこの公正なる処理をすることがいやならば、これは本委員会の権威において、委員会修正が何らかの形において、私は受益者の正当にしてかつ公正なる権利といいうものが擁護されなければならぬと思うので、国会修正ができるよう、一つお取り計らい願いたいことを私は強く要望いたしておきますが、これに対しても何か御答弁がありますか、それから承わりたい。

○藤枝政府委員 春日さん十分御承知だと思いまして、言葉が足りなかつたかと思いますが、御承知のように一般の会社につきましては、いわゆる行政監督、従つてまた行政処分をするということはございません。従いまして、一方において不当な拒否をいたした場合に、それに罰則をつけております。しかしこの法律は特別法でございまして、しかも大蔵大臣の強い監督を持つております。従つてこの法律に違反したような場合には、行政処分ができるることは御承知の通りであります。従いまして、この法律に違反した場合には行政処分ができるということがありますので、一般的の会社のように刑事罰で臨むということではなく、それにゆだねている、そこで均衡をとっているということでありまして、その点は十分御了承いただきたいと思う次第でござります。

あるいは大蔵省の監理事項の中には含まれていない。はたまた大蔵省の託券課においてそういうような判断能力と立場から論述し合つて裁判が行われる、こういう形になるのであって、行政指導で一方的にこれはいかぬということを大蔵省だけできめる権限なんというものはあり得ないのです。またかりに一方的に大蔵省できめたとしても、閲覧を要求した受益者が大蔵省の決定に対して不服であるという場合に最終的なものは裁判所の判決である。そういう意味から、一つ委員長は、この問題はお聞き願つてお通り、商法の規定、あるいは信託法の規定その他ともいろいろ照し合せまして、明らかにこれは不當な改正を行わんとするものであつて、今山村君が指摘されたように、さなきだに巷間いろいろな言葉が言われている、四大証券と大蔵省とのいろいろなやみ結託、そんなことが言われているときに、何も四大証券の帳簿閲覧行為を故意に困難ならしめるような立法をこの際行う必要は断じてない。私は、問題を明確にするために受益者の方々が帳簿を見たいときには、疑惑のある場合にはいつでも十分にこれが見られるような、そういう法律上に体制を確保する必要があると思いまますので、この問題についてはいずれ理事会において十分御論議いただこうとお願ひいたしたいと思います。

お伺いしておきましたが、まだ本日資料の御提示がないのですが、問題となっておりますのは、投資信託が募集を開始されて設定されるまでの間に三十日ないし四十日の期間がありますね。そうすると、受益者と契約者が契約しているところであろうと思うわけであります。世評ではこういうことを言っています。金を払い込んで、その払い込んだ金が設定される日までの間だれに使われているか、これが非常に問題になつてゐるところであろうと思うわけであります。世評ではこういうことを言つてゐるのです。すなわち毎日のごとく支店から契約してどんどん金が送られてくる、そして支店において、あるいは本店においてそのときの安い相場で買付ける、だんだんに買いあさつていいく、そして設定される前日にさらに一拳にどつと買う、そうすると翌日の取引所における相場は高くなる、高くあおり立った単価でもつて設定が行われるから、すなわち証券会社と信託投資を行う会社とが同一人格であるから、従つて受益者から預かれた金で証券会社が買いあさつて、高い値段で設定したその差額を証券会社が私する、このことははなはだけしからぬのみならず、これが証券会社の大きな利益の対象になつてゐるのだ、こういうことが言われている。そこでそういうような質問をしたところが、小林さんの御答弁は、金はそういう工合に集まつてはこない、それは約束したり、いろいろな申し込みを受け付けるけれども、金はおおむねそのときにもらうものであつて、従つて現金が証券会社の操作にゆだねられるというような場面はない、こういうことを言つておつた。そこで私があなたの方に資料を要求したのは、今までずっと設定されて参つた

ところの投資信託が、各証券会社の帳簿を御調査なさつて、一体受益者たちが募集開始後どんな期間に金を払い込んでいるか、払い込まれた金が一体どんな工合に運営されているか、これを調べてくれということを言ったのですが、それは本日まだ御調査になつておりますが、この法律案を審議する上において、これは重要な資料になる問題だから御答弁を願いたい。

○藤枝政府委員 最初に、春日さんによると誤解があるといけませんので申し上げておきます。先ほど均衡をとつていると申し上げたのは、行政指導と申し上げたのではなく、二十三条によつて、この法律に違反した場合には、大蔵大臣は行政処分ができる。従つてこの法律に反したことが裁判その他で明らかになつた場合には、もちろんそのときの状況にはよるけれども、行政処分ができるから、行政処分のできない一般会社は罰則で均衡をとつているが、この法律においては行政処分ができるのだから、罰則を設ける必要はないのではないかということを申し上げたのであります。ということを申し上げたのであります。その点は誤解があるといけませんから申し上げておきます。

○春日委員 その点についてだけ申し上げておきます。行政処分だけではないのです。行政処分は会社に対しうる処分なんだ。行政処分というのには、免許を取り消すとかなんとかいうことなんだが、そういう当然の主張を拒否したその個人に対する罰則を及ぼなければ、受益者の権利というものは十分に保護されてはいないのです。それで問題になる。商法なんかでも、ち

は、発起人とか会社の業務を執行する社員とか、取締役とか、そういう個人を対象として、そのことを行なつた者、そういう間違った判断を行なつた執行者に対して処罰を行うことによつて、初めて株主の利益は正當に擁護できる。こういう解釈をして、そういう規定が行われているのです。私は、そこの会社に対する処分がその社員にとって重大事であるか、あるいはそんなことはどうでもいいことがわからぬが、その会社が閲覧を申し込まれて、それを一方的な判断に基いて拒否したその個人に対して、法律に基いてなかなかできないような法の体系というものを作り上げていかなければならぬ。あなたのおつしやる会社の免許を取り消す込まれた者が不当な解釈をすることのとがどうこうするという行政処分だけでは、受益者の利益が百パーセント保護されていると言うことはできない。会社の社員にとっては、会社がつぶれようが何しようがかまわぬかもしれない、あるいは個人的にこう思うからと、感情的にむちやくちやにやられるかもしない。私は、受益者の利益は最大限度守らなければならないと思うから、その場合においては、そのことによる当事者に対して、すなわちその社員とか従業員とか、取締役とか、そういう者を商法が処罰の対象としているように、当然証券投資信託法においても、その当事者に誤りなき判断をせしめるような法律的な措置がなされる必要があるうと考へる。従つて、私の主張は、やはりこの拒否権を認めた

ら、その不当な拒否行為に対する罰則規定は当然付隨せしめなければならぬ。これが私の主張の存するところあります。それからほかのことについて御答弁願います。

○石野政府委員 御要求の資料につきましては、目下作成いたしておりますから、やがて提出いたします。

○春日委員 もう一つ伺つておきたいと思ひますが、現在の信用取引仕法、これは委託者に対して大きな負担を与えておると思うのです。すなわちわが国ではその期限が一ヵ月でありますから、期限ごとに継続手数料を取る。そうしますと、その融資が長期にわたりました場合は、委託者の負担は莫大なものになります。その例を申しますと、たとえば今百円の株式を信用取引で百株買った場合、これを九十日後に売却した場合は、現行仕法によりますと、最初の手数料が二百五十円、それから次の三十日目の継続手数料が二百五十円、次の三十日目の継続手数料が二百五十円、そうして次の売却の場合、これは半額といたしまして百二十円、そうすると合計八百七十五円になります。さらにこれのほかに金利がつきますから、この間の日歩四錢で九十日といたしますと三百六十円、そうすると、三ヵ月後この信用取引を清算した場合における出費というものは、千二百三十五円という形になりまして、これを日歩に換算いたしますと三錢七厘五毛ということになる。この手数料といふものは、最初の手数料と壊却した手数料とはやむを得ないものとしてこれを控除いたしましてもなおかつ九錢五厘という高い日歩についております。従いまして、株価が買ひ入

れのとき百円であった場合、三ヶ月後後に同一の百円で売った場合は、結局千五百三十五円の損害となつてくる。従いまして、現在の信用取引仕法では、投資家に対するのはだ負担を重くしておるので、従つてこの中間の継続手数料を取らない方法にこの信用取引仕法を改正して、もう少し負担がかからぬよう、すなわち経費がかからない形で投資家の参考を求めていくような、そういう法律の改正をしていく意思はないかどうか、その点を聞いておきたい。

して、山村君も指摘され、私も昨日質問をいたしましたように、この七百六十五億の大衆の資本をめぐつて、いろいろな問題が新しく惹起されております。これを期限内に返そうと思えば株の大量暴落を来たすし、それがといって返さなければいけないという關係もあるし、さらには証券会社と投資信託をやっておる会社が同一人格であることによつて、その募集開始からユニット設定までのいろいろな操作をめぐつて、いろいろな疑惑が生じておる。従つて今の投資信託の問題は、政府も証券界も国会も、ほんとうに深くこれと取り組んで、問題の抜本的解決をはからなければならぬ段階に立ち至つておると思いますので、こいねがわくば当局におきまして、一つ十分問題の真相の把握を願つて、わが国の証券界が恐慌とか全面的崩壊に立ち至るような心配のある事柄は、早期にこれを診断して、適切な対策を講ぜしめ、将来の証券界の発展とわが国の産業資金調達の道にあやまちなき対策を十分講ぜられることを強く要望しておきたい。特に長期清算取引等におきましては、いろいろな学者、経験者等も強い主張もし、深く検討もいたしておるようありますから、もしそういうような方法によつて現在の証券界の沈滞からこれが繁栄の道が開かれるものならば、そういう問題も、どうか四大証券の方的な反対運動に耳をかすことなく、よく証券界の意見を聴取されまして、適切な改正を施行されんことを強く要望し、なおこの閲覧の問題につきまし

○松原委員長 この際暫時休憩いたし  
ます。 午後零時二十七分休憩  
〔休憩後は開会に至らなかつた〕

ては、理事会等において適切な御検討  
を願うことにいたしまして、私の質問  
を終ります。

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日発行

ら、その不当な拒否行為に対する罰則規定は当然付隨せしめなければならぬ。これが私の主張の存するところあります。それからほかのことについて御答弁願います。

○石野政府委員 御要求の資料につきましては、目下作成いたしておりますから、やがて提出いたします。

○春日委員 もう一つ伺つておきたいと思ひますが、現在の信用取引仕法、これは委託者に対して大きな負担を与えておると思うのです。すなわちわが国ではその期限が一ヵ月でありますから、期限ごとに継続手数料を取る。そうしますと、その融資が長期にわたりました場合は、委託者の負担は莫大なものになります。その例を申しますと、たとえば今百円の株式を信用取引で百株買った場合、これを九十日後に売却した場合は、現行仕法によりますと、最初の手数料が二百五十円、それから次の三十日目の継続手数料が二百五十円、次の三十日目の継続手数料が二百五十円、そうして次の売却の場合、これは半額といたしまして百二十円、そうすると合計八百七十五円になります。さらにこれのほかに金利がつきますから、この間の日歩四錢で九十日といたしますと三百六十円、そうすると、三ヵ月後この信用取引を清算した場合における出費というものは、一千二百三十五円という形になりまして、これを日歩に換算いたしますと三錢七厘五毛ということになる。この手数料といふものは、最初の手数料と壊却した手数料とはやむを得ないものとしてこれを控除いたしましてもなおかつ九錢五厘という高い日歩についております。従いまして、株価が買ひ入

れのとき百円であった場合、三ヶ月後後に同一の百円で売った場合は、結局千五百三十五円の損害となつてくる。従いまして、現在の信用取引仕法では、投資家に対するのはだ負担を重くしておるので、従つてこの中間の継続手数料を取らない方法にこの信用取引仕法を改正して、もう少し負担がかからぬよう、すなわち経費がかからない形で投資家の参考を求めていくような、そういう法律の改正をしていく意思はないかどうか、その点を聞いておきたい。

して、山村君も指摘され、私も昨日質問をいたしましたように、この七百六十五億の大衆の資本をめぐつて、いろいろな問題が新しく惹起されております。これを期限内に返そうと思えば株の大量暴落を来たすし、それがといって返さなければいけないという關係もあるし、さらには証券会社と投資信託をやっておる会社が同一人格であることによつて、その募集開始からユニット設定までのいろいろな操作をめぐつて、いろいろな疑惑が生じておる。従つて今の投資信託の問題は、政府も証券界も国会も、ほんとうに深くこれと取り組んで、問題の抜本的解決をはからなければならぬ段階に立ち至つておると思いますので、こいねがわくば当局におきまして、一つ十分問題の真相の把握を願つて、わが国の証券界が恐慌とか全面的崩壊に立ち至るような心配のある事柄は、早期にこれを診断して、適切な対策を講ぜしめ、将来の証券界の発展とわが国の産業資金調達の道にあやまちなき対策を十分講ぜられることを強く要望しておきたい。特に長期清算取引等におきましては、いろいろな学者、経験者等も強い主張もし、深く検討もいたしておるようありますから、もしそういうような方法によつて現在の証券界の沈滞からこれが繁栄の道が開かれるものならば、そういう問題も、どうか四大証券の方的な反対運動に耳をかすことなく、よく証券界の意見を聴取されまして、適切な改正を施行されんことを強く要望し、なおこの閲覧の問題につきまし

○松原委員長 この際暫時休憩いたし  
ます。 午後零時二十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

ては、理事会等において適切な御検討  
を願うことにいたしまして、私の質問  
を終ります。